

案内図



○優良田園住宅の建設が基本的に適当と認められるおおよその土地の区域

南高麗地区のうち大字岩渕、大字下畠、大字上畠、大字苅生及び大字下直竹の各一部で以下の条件を全て満たす区域とする。

- (1) 飯能市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第3条第2項第1号に規定する既存の集落にあること。
- (2) 公共施設の整備状況は、以下の全てを満たすこと。
 - ア 幅員4m以上の道路に接し、かつその道路境界から50m以内の土地とすること。
 - イ 既存の口径75mm以上の水道配水管が敷設されていること。
 - ウ ア及びイは平成28年4月1日時点で整備されていること。
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)により指定された土砂災害警戒区域(イエローゾーン・レッドゾーン)でない区域であること。
- (4) 地域の農業振興に影響を及ぼすおそれのない区域であること。

